

○金融庁告示第 号

預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）第二十九条の四第二項第二号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める国内の者を次のように定め、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年 月 日）から適用する。

平成二十六年 月 日

金融庁長官 畑中龍太郎

- 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行
- 二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行
- 三 信用金庫
- 四 信用金庫連合会
- 五 信用協同組合
- 六 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

七 労働金庫

八 労働金庫連合会

九 農林中央金庫

十 株式会社商工組合中央金庫